

## 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書

自動車は、地方ほど生活必需品となっており、保有台数も多く家計の負担が大きくなっている。また、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することも勘案すれば、自動車関係諸税の廃止及び自動車重量税の抜本の見直しを早急に実施する必要がある。

加えて、消費税引き上げの際の家計の負担及び経済への影響を踏まえた対応が求められていること、道路特定財源が既に廃止されていること、地球温暖化など環境対策の必要性が高まっていること、自動車取得税・燃料課税については消費税との二重課税となっていることなどから、自動車関係諸税については、税制抜本改革法第7条に基づき、簡素化・負担の軽減・グリーン化が求められている。

よって、政府に対して、自動車取得税の廃止及び自動車重量税の抜本的な見直しを平成26年度税制改正において行うことを強く求める。また、見直しの際には地方自治体の財政に影響を与えぬよう適切な処置を講ずるとともに、これまで手当てされてきた環境関連施策にも留意することが必要であることから、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
  - (1) 自動車取得税を廃止し、それに伴う代替財源として自動車の保有に係る税を増税しないこと。
  - (2) 自動車重量税を廃止し、抜本改革を実現すること。
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
  - (1) 複雑な燃料課税を簡素化し、負担の軽減を図ること。
  - (2) タックスオンタックスを解消すること。
- 3 最新の環境規制に対応した二輪車の普及促進策を創設すること。
- 4 自動車関係諸税の抜本改革の際には地方自治体の財政に影響を与えぬよう適切な措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年12月19日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
環境大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
衆・参両院議長

あて